

令和7年10月30日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

令和7年度乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃は本会事業にご尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび日本医師会より、標記の件につきまして通知が参りました。

本件は、乳幼児突然死症候群(SIDS)の発症の低減を図るため、実施要綱のとおり毎年11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間と定め、関係行政機関、関係団体等において各種の普及啓発活動を実施し、その予防に関する取組の推進を図るものであります。なお、地域の実情に応じ期間延長等の変更は差し支えないこととしております。

併せて、「乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン(第2版)」の内容に十分ご留意いただき、医療機関に対しては、検案を行う際は、乳幼児突然死症候群(SIDS)と虐待や窒息事故とを鑑別するために的確な対応を行うとともに、保護者の心情に配慮しつつ、必要に応じて、保護者に対し解剖を受けることを勧めるなどの対応をお願いするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、貴会会員が所属医療機関への周知、協力方ご高配のほどお願い申し上げます。

なお、普及啓発用ポスター及びリーフレットは、下記のこども家庭庁ホームページからダウンロードしてご活用いただくことができます。

【こども家庭庁ホームページ】

・乳幼児突然死症候群(SIDS)について

<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/>

【担当事務局】

大阪府医師会健診事業課(湯口)

TEL 06-6763-7568 FAX 06-6766-2875